第十三号様式中「　　あて」を削り、「住　所／事業者名／代表者名（役職名及び氏名）」を「事業者名　　」に改める。

第十四号様式を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第一号様式から第四号様式までは、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の第七号様式による報告書については、令和四年三月三十一日までの間、改正前の第五号様式による報告書を取り繕い使用することができる。

○国土交通省令第十五号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令

福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七十一条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第七条第五項第一号ニに規定する流通機能向上事業のうち、次の表の上欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについて、法第七十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、同表の中欄に掲げる事項（法第七条第五項第一号（同号ニに係る部分に限る。）に規定する事項を除く。）を記載した書類及び同表の下欄に掲げる書類とする。 （表　略）	福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七十一条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業のうち、次の表の上欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについて、法第七十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、同表の中欄に掲げる事項（法第六十一条第二項第三号（同号ホに係る部分に限る。）に規定する事項を除く。）を記載した書類及び同表の下欄に掲げる書類とする。 （表　略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第二項、第十四条第一項及び第二十八条の二の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（海技免許の申請） **第三条**　海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略）	（海技免許の申請） **第三条**　海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略）